

令和2年6月9日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	濱	村	大			
富	来	支	所	長	関	田	勝	行	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	岡	部			亮	
住	民	課	長	西				清	孝
健	康	福	祉	課	長	村	井		直
環	境	安	全	課	長	宮	下		隆

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	吉村 満
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	平井 清
学校教育課長	山口 勝好
生涯学習課長	大畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	徳田 敦史
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

日程第 1 町長提出 報告第 3 号ないし第13号及び議案第39号ないし第46号  
並びに町政一般 (質疑、質問)

日程第 2 町長提出 報告第 3 号ないし第13号及び議案第39号ないし第46号  
並びに請願第 2 号 (委員会付託)

---

( 開 議 )

**寺井強議長** ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第 1 町長提出 報告第 3 号ないし第13号及び議案第39号ないし第46号並びに町政一般 (質疑、質問)

**寺井強議長** 次に、町長から提出のありました、報告第 3 号ないし第13号及び議案第39号ないし第46号に対する質疑、並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。

会議規則第56条第 1 項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第 9 条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分

以内としますが、新型コロナウイルス感染症対策の為、できるだけ簡潔に質問、答弁をお願いします。

それでは、発言を許します。

3番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい、議長。

おはようございます。3番 福田晃悦です。

まず、最初の質問です。特別定額給付金の地元消費策についてです。

新型コロナウイルスの緊急経済対策で本町では、町民一人につき一律 10 万円プラス 2 万円が支給された。また、これから支給される「特別定額給付金」について、全国の自治体では、地元での消費を呼び掛けや取り組みについて注目されております。

プレミアム商品券型やクーポン券型の取り組みが多い中、「発掘！地元民の為の良品」と銘打ち、宮崎県の日南市や高鍋町など定額給付金を地元で使用してもらう為のウェブサイトの運用が 6 月 3 日から始まりました。

このサイトは、「日南 10 万円つかエール百貨」と題打たれ、地元の飲食店や特産品を扱う店舗の他、材木屋さんや鍛冶屋、子供服、接骨院やスポーツ用品店など、昨日時点で 61 の事業者が紹介されており、地域経済の活性化が期待されております。日南市の崎田市長は、「地域に使いたい人の道しるべ的な百貨店になれば」と述べられており、消費が落ち込んでいる地域経済の立て直しを図ろうと、日南市が発起人となってスタートし、それに賛同した、新富、高鍋、川南、美郷町とともに連絡協議会を発足し、それでウェブサイト立ち上げることになりました。高鍋町の黒木町長も「地域経済が循環するための用途に使っていただくことはありがたいと思う」と、川南町の日高町長も「これをきっかけに次につながる動きがとれるような仕組みができればいいと思う」と、コメントされており、このウェブサイトは各自治体や観光協会などのホームページにリンクがあり、新富町と川南町は今月中に閲覧が可能になる予定だそうです。本コンセプトはまず「第一に接点をつくることであり、この取り組みで消費者も事業者もこのサイトに来て、そこで合致するものがあったら給付金を使いませんかという考え」であり、日南市によりますと、このウェブサイトの運営について、ほかの自治体からも問い合わせが来ているということで、将来的には宮崎県内の市町村が一丸と

なった経済効果が期待されるとの事です。

石川県の谷本知事も、矢継ぎ早に新型コロナウイルスで打撃を受けた事業者支援や、経済再建に向けた需要喚起策を打ち出しており、吉村大阪府知事や小池東京都知事のような派手さや独創性はなくとも、国策をうまく取り込み、効果的なタイミングで支援策を繰り出している印象です。

谷本知事は、最大半額に割引した県内宿泊旅行商品を販売する「県民向け県内応援事業」に4億円を計上し、今月8日から実施を決めました。7月下旬からスタートする国の「Go To キャンペーン」を先取りし、壊滅的な打撃を受けた観光業を支援する狙いであり、6月12日の県議会開会を待たず、先手を打って予算執行したのは、迅速な判断と思えます。

国の新型コロナ対策は、10万円の特別定額給付金の支給にせよ、マスクの配布にせよ、全てが小出しで遅すぎる感が否めませんが、その点、石川県は小回りが利く強みを生かし、スピード感を持って対処しているように思えます。谷本知事の場合、「我が世の春」発言などで批判を浴びることもありましたが、これまでにそろった新型コロナ対策のメニューを見る限り、過不足なく、地に根を張った対策と思えます。

さて、5月に行われた民間会社での調査で、特別定額給付金の使い道について調査したところ、「食費などの生活費」と答えた人が49.4パーセントと最も多く約半数にのぼりました。その次に多かったのは「貯金、預金」で24.7パーセントと4分の1の人が回答しました。このほか、「マスクや消毒などの予防感染のための費用」が24.2パーセント、「家賃や公共料金の支払い」は16.3パーセントなど、必需品や月々の支払いに関連する項目は高いパーセンテージを示しました。

一方で、「嗜好品や物品の購入」は13.4パーセント、「感染拡大が収まった後の旅行費用、国内外」が11.6パーセント、「感染拡大が収まった後の外食やショッピング」が14.3パーセントと、経済活動を活性化させる即効性をもった項目については、あまり高くない数値を示しました。また、「寄付」と答えた方は僅か2.4パーセントに留まりました。

以上をまとめますと、消費者が抱く特別定額給付金の使い道は、経済活動を活性化するために使われるというよりも、現在の生活を維持するために使われる性

格が強いという結果になったことが言えます。

さらに、本給付金については、支給時期の速さや各自治体のプラスアルファの部分に目が集まっておりますが、どのように地元で消費されるかについては、現金支給であるがゆえにか議論も取り組みもまだずいぶん浅く感じられます。

本町においても、大きな影響を受けている事業者はもちろん、目に見えにくい、目に見えていない影響が出ている事業者は多くいると予想されます。そうした疲弊した地元をできる限り応援できるよう、町民が町内で本給付金が使われる呼びかけや仕組みが必要と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

**小泉勝町長** 議長。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 福田議員の、特別定額給付金の地元消費策についてのご質問にお答えをいたします。

国民一人当たり一律 10 万円と、町単独の町民一人当たり一律 2 万円を給付する「特別定額給付金」については、外出自粛や休業要請などにより、大きな影響を受け、厳しい状況に置かれた方々の家計や生活を支援することを目的としたものであります。

ある民間業者が実施した「国の給付金 10 万円の使い道調査」によると、複数回答であることから 100 パーセントとはならないようですが、「消費や支払いに回す」と答えた人が約 72 パーセント、「貯蓄に回す」と答えた人が約 37 パーセントと、その大半を占めるとの結果が出ております。

また、具体的な支出項目としては、「普段の食費に使う」が約 53 パーセントと最も高く、「日用品の購入」が約 37 パーセント、「光熱費の支払い」が約 22 パーセントと続き、生活に必要な不可欠な支出が上位を占める結果となっております。

議員ご指摘のように、国・町合わせて 12 万円の給付金については、大きな影響を受けている町内の飲食店や宿泊施設などで、その一部でも使っていただければと思いますが、この調査結果からも分かるように、普段の食費や日用品の購入がかなりの割合を占めることから、小売店以外のこれらの店舗等で消費されることは、現段階では、少ないものと考えられます。

緊急事態宣言解除からまだ日も浅く、今後も新型コロナウイルスと向き合いな

がら生活を続けていくこととなりますが、このような中で、先般、新聞報道にもありましたが、現在、役場の職員互助会では、新型コロナウイルスの影響により、事業を縮小した費用を振り替えて、職員が、町内の飲食店や店舗で消費した飲食代等に対し、5千円を助成する事業を企画し、打撃を受けている飲食店等を応援しているところであります。

議員各位をはじめ、町民の皆様にも、普段の日常を徐々に取り戻していく過程において、ぜひ、町内の飲食店や観光施設等をご利用いただき、地元経済の元気と活力を取り戻す取り組みにご協力いただくようお願いを申し上げます。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** ご答弁の中で、まずは役場職員の方の需要喚起して、即効性のあるもので、観光、飲食店ですね、補助というか助成していくということでした。

私もこの自粛期間中できるだけ、その、テイクアウト等をしている店舗さんを利用させていただくんですが、やはり、SNSとかを上手に利用されているところに関しては、行ったところは、結構お客さんがテイクアウトで物を買っているなという印象なんですけど、ただテイクアウトをやっているという旗を立ててらっしゃるだけのお店に関しては、それほどテイクアウトというものが浸透している感が否めない感じがありました。

町内のお菓子屋さんに関しても、法事関係も全くないんですが、お菓子関係がほんとに売れないんだという話も聞きますし、これから9月に入りますと、志賀地区では秋祭り等もありますけれども、この秋祭りに関しても、これからどうなっていくのか、やっぱり自粛が続くと非常にそのオードブル等を出していた飲食店さんも厳しいことになってくるかと思しますので、9月、11月、下手をすれば12月の忘年会シーズンというのかもかぶってくる可能性があるので、引き続き、また長いご支援のほうをお願いして、次の質問をさせていただきたいと思えます。

次の質問です。災害時の避難所における感染防止対策についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大が続いている中で、自然災害は容赦なく襲ってきます。この状況で、洪水や土砂崩れ、地震などが起これば、避難所で集団感染する発生の恐れが強く、災害と感染症のダブルパンチを避ける準備を全国の自治体は急ぐべきであります。

大地震や水害の際には地域の集会所や小中学校の校舎、体育館などを避難所として使い、畳敷きの所だけではなく、床にブルーシートなどを敷いて雑魚寝するケースも多く、不特定多数の人を収容するので密閉、密集、密接の3密となる可能性が極めて高い状態となります。

東日本大震災や熊本地震などが発生した後、避難所ではインフルエンザの流行やノロウイルスの感染、集団食中毒などを招いており、現状のままでは感染症に弱いということは言うまでもありません。

さらに避難所では、トイレが少なく汚い、キッチンがなく温かい食事がとれない、ベッドがないなどの課題も指摘されておりますが、新型コロナの感染症防止と併せて、これらの問題を同時に解決することで、過ごしやすい避難所にするきっかけにできます。

国は今年4月初めに避難所での対応策を地方自治体に通知しており、この中では、可能な限り多くの避難所を開設することで、ホテル、旅館、親戚や友人の家への避難を検討するよう求めており、このほか自分の車やテントを張って避難することを選択する人もいると思われれます。他にも、3密を回避するには、指定避難所以外のあらゆる公共施設をサブ避難所として活用することや、ホテルなどを使う分離避難は不可欠と言え、自治体はホテルや屋外での避難に適した安全な場所の確保に進めることが望ましいと言えます。

多くの自治体は防災行動計画、タイムラインを作成しており、どのタイミングで避難所を開設して避難を促すかを定めており、避難する場所が増え、遠くに行く人も出てくることから、このタイムラインの見直しを併せて検討することも重要です。

避難者にはマスク、体温計、消毒液の持参も伝え、避難所を開設する際には、体温の測定、マスクの着用、手洗いやせきエチケット、発熱の症状が出た場合は申告するなどの基本的な衛生対策について、避難者と確認すべきです。

またトイレのドアノブを消毒したり定期的な換気をしたりするほか、避難民が集中しないようにするなど、避難所の運営や気配りすべき点も多く、知識を共有するため講習会を開くことも有効と言えます。

感染を防止するためには、一人ひとりに十分なスペースをまず確保し、発熱やせきの症状がある人向けのスペース、できれば個室も用意し、専用のトイレも確

保。もし、感染が疑われる人が出た場合にどう対処すべきか、運営者も保健師さんの間で手順を定めておくべきであります。

避難所・避難生活学会は「ストップ・ザ・雑魚寝」を訴え、災害時に使えるトイレや簡易ベッドの備蓄、温かい料理が出せるキッチンカーの配備を提唱しております。

段ボールの活用も一部で始まり、段ボールを使った簡易型の診療室や授乳室の設置される例も出てきました。県内では、かほく市が災害時の避難所感染症対策として、今年10月にも、避難所用テントを100張りを揃え、発熱や咳の症状がみられる人に入ってもらふことで、感染予防のゾーニングを行うとのこと。

熊本地震で震度7を記録した熊本益城町では、避難所のレイアウトを見直し、1人当たりのスペースを2平方メートルから4平方メートルに広げました。熊本を中心に大雨となった本年5月16日、土砂災害警戒情報が発表された同県の町の中には、職員が役場から消毒液や体温計、ゴム手袋を運び、避難者が出れば間隔を空けて過ごしてもらふことにしていたということです。

また先に福島市では、新型コロナ下で洪水と土砂災害を想定した住民参加の防災訓練を行い、避難所の入り口で検温し、生活スペースには密集を防ぐために簡易テントを配布し、避難住民の1人に38度以上の発熱と持病があったとして別室に誘導し、問診後に救急車で搬送する手順を確認もしました。

こうした先行事例は、北陸の自治体にとっても、県や市町村、あるいは地区単位で、災害に身を寄せる避難所を開設する際、コロナの感染症防止対策を講じる上で参考になります。

今後、新型コロナ第2波・第3波が本町に押し寄せる可能性はあるものと考えて準備は必然かと考えます。町民の命はすべてにおいて最優先されなければなりません。

本町においても、集団感染による災害関連死を出さないためにも、避難所での生活の質を向上させなければならないと考えますが、本町の避難所感染症予防対策についてお聞かせください。

**寺井強議長** 宮下環境安全課長。

**宮下隆環境安全課長** はい、議長。

福田議員の災害時の避難所の感染防止対策についてのご質問にお答えいたします。



近年、全国各地で台風、大雨、地震など自然災害が頻発しており、新型コロナウイルス感染症が収束していない状況下においても、住民避難が必要となる災害の発生に備えて、避難所では十分な感染症対策を講じ、衛生的な環境を保つ取り組みが重要であると考えております。

先般、国から「避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について」の通知が出され、可能な限り多くの避難所の開設をはじめ、親戚や友人宅等への避難の検討、避難所における十分な換気の実施、発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保等について、示されております。

町では、これまで周知してきたように、災害時には、西山台志賀消防署横の地域交流センターと富来活性化センターの2つの避難所を開設することとしておりますが、避難所での3密を防ぐため、これらの施設内での避難スペースの拡充や、総合武道館や富来小学校など、複数の公共施設を避難所として開設し、対応することとしております。

避難者が密集しないようスペースを取ることで、収容人数は、従来と比べて半分程度になるものと想定されますが、公共施設の活用で対応できるものと考えております。

また、避難所の受入れ体制については、まず、避難された方に対して検温を実施し、発熱や咳等の症状の有無を確認したうえで、症状のある方は、その動線や部屋を分けて対応するなど、避難者の受入れ手順の見直しを行ったところであります。

この見直しに伴い、避難所の感染症対策のために必要となる資機材として、既に、簡易ベットや室内用テントを備蓄しており、さらに、屋外に受付場所を設置するための災害用エアーテントや、避難室での飛沫感染を防止する段ボール間仕切り、非接触体温計等の購入を予定しており、今定例会に、これらに係る関連経費を補正予算に計上させていただいております。

また、町のホームページでは、避難する際は、マスクや体温計、消毒液等、できる限り持参していただくことや、手洗い・咳エチケット等の徹底を呼び掛けており、広報誌等で今後も周知に努めていきます。

さらに、感染リスクを懸念し、避難所まで来ても、中に入らず、駐車場に車を停めて待機する方もいるものと予想されますので、この方々に対しては、

車両の浸水やエコノミークラス症候群等に十分気を付けていただくよう、注意を促していきたいと思えます。

町民の皆様には、普段から、本年4月末に全戸配布しました土砂災害ハザードマップ等を確認していただき、危険な箇所が身近にある地域にお住まいの方は、町が指定する避難所だけでなく、親戚や友人の家なども含めて、より安全な避難場所、避難方法を検討しておいていただきたいと考えております。

避難とは、難を避けることであり、自宅などで十分な安全が確保されている場合は、避難する必要はありませんが、土砂災害ハザードマップに基づく危険な場所にいる方などについては、避難することが原則であり、早め早めの避難をお願いするものであります。

また、町としては、今回のように新型コロナウイルスが蔓延した場合、避難所での感染を恐れて避難をためらうことがないよう、今後も様々な対策を講じていきたいと考えておりますので、町民の皆様には、避難所における感染防止対策の徹底にご協力いただくようお願いを申し上げます。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい。再質問ではありませんが、避難所は難を避けることと、自宅で十分な安全が確保されている場合は避難する必要がないと、ただ、国から通達があったその感染症予防を念頭においた避難所の運営の在り方をみるんですけど、どこからどこまでが避難していて、どこからどこまでが自宅にいるという線引きが非常にわかりにくいと言いますか、自宅にいろって言ってるのか、避難しろと言っているのか、よくわからない感が否めないというふうに考えました。なので、こういう大雨が降ってきた状況は非常に情報も混乱しますし、ハザードマップの配布、私も中身見ましたけど、そのハザードマップを町民の方がどこまで見て、自分の家がハザードマップの危険地にあるって把握している方が果たしてどこまでいるのかなっていう疑問点もありますので、その辺はやっぱり、これから、今年は防災に強いまちづくりという風に町長は掲げておりましたので、講習会、避難訓練等通じて、自分はどういう場所に置かれているのか、どういうタイミングで避難すべきか、どういうタイミングが自宅にいても大丈夫なんだ、というところをしっかりと周知しないと、雨が降ってきて集まれば

いいのか家にいたらいいのか、たぶん非常に悩ましいことになってくると思いますので、その辺は今年だけではなく、ずっと今年も来年も続くと思いますけれども、長い目で見て住民周知をお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わります。以上です。

**寺井強議長** 5番 南正紀君。

**南正紀議員** はい、議長。

おはようございます。5番 南正紀です。

今回の一般質問につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、会議時間短縮のため簡潔に行わせていただきます。

最初に町民、並びに町内業者への追加支援についてお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延も若干落ち着きが出始め、県・国より発出されていた緊急事態宣言も解除されました。幸い、当町に於きましては、感染者が出ることもなく安堵しているところではありますが、いつ第2波、第3波に見舞われるかとの不安との戦いが続きます。

そのような中、国並びに町独自の定額給付金の支給が開始されました。町独自の給付金の財源の一部に役場職員の給与の減額分を充てる件につきましては、賛否色々とありましたが、私の知り得る限り、受給を辞退する方が少数であると判断できる点、現在、多数寄せられている役場職員に対する感謝のメッセージなどから勘案するに、広く町民に感謝の念をもって受け入れられたと考えております。今回、自ら身を削り町民の皆様と痛みを共有する決断を下された職員の皆様に、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

また、色々なシステムの制約のある中での最短のタイミングでの受給を開始させた、給付作業に当たられた担当職員の皆様には、多くの問題点発生にもかかわらず、町民の皆様の期待に応える業務を果たしたものであると、心より敬意を表します。

さて、これまでの自粛が続いた町内の経済状況は深刻な打撃に見舞われました。現在までの公的支援だけで今後の不安が払しょくされたわけではなく、更なる支援を求める声は大きいものであります。

自粛生活で精神的疲労を被り、また所得が減少した町民の皆様と、消費・購買活動の低下により、事業に深刻な影響を受けている町内業者に対する追加支援と

して、商工会と連携したプレミアム商品券等の発行はできないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

**小泉勝町長** 議長。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 南正紀議員の、町民並びに町内業者への追加支援についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、議員がおっしゃるように、町民の皆様には、長期にわたる自粛生活を余儀なくされ、収入減少などにより、消費・購買意欲の低下を招き、そのことが町内事業者にも影響を及ぼしているようです。

今月1日に、県の休業要請が全面解除されたとは言え、地域経済が元に戻るには、相当の時間を要するものと思われまます。

このようなことから、町としては、こうした状況を打開すべく、特に大きな影響を受けている町内の飲食店等で使用できる「プレミアム付き食事券」の発行を検討しているところであります。

これは、町民を対象として、500円でその2倍となる千円分の食事券を購入できるといったものであり、効果の即効性を期待するため、期間を限って発行とする予定であります。

このプレミアム付き食事券の発行により、町民の皆様の意識を高め、町内の飲食店等で使ってもらうことで、打撃を受けている飲食店等の支援に繋げていくと共に、生産者や納入業者等、幅広い業種への波及効果にも期待するものであり、商工会とタイアップして実施していく計画であります。町民の皆様にはぜひとも大いにこの商品券を買っていただき、地域経済の活性化につなげていただきたいと思います。

なお、本事業の内容につきましては、今定例会の最終日までには、議員の皆様方にお示しし、ご意見をお伺いしたいと思っております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 南正紀君。

**南正紀議員** 前回の町独自の定額給付金に引き続きまして、たいへんスピーディな決断をくださいました町長に敬意を表しまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、町立小中学校の再開について、お聞きをいたします。

政府や県の指針の元、当町でも小中学校が再開となりました。机の配置等、ソーシャルディスタンスが配慮されるなど感染防止対策が施されていることは承知しておりますが、休み時間の過ごし方の指導や、スクールバスでの感染防止対策、感染リスクが低いとされているプールの使用など、対策全般の詳細な説明を求めます。

また、学業の遅れの挽回策として、夏休みを20日間短縮するとのことですが、冬休みの実施計画、土日の授業実施や、体育祭・修学旅行等、現状で模索・確定している今後の学校運営と、ウイルス感染が完全に終息していない中で登校することや、長期にわたり自宅で過ごしたことにより、学習に対し不安を感じている児童・生徒に対する心のケアの説明を求めます。

教育長、答弁をお願いいたします。

**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

南正紀議員の、町立小中学校の再開についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、学校再開に向けて、国や県のガイドラインを参考に、「志賀町立小中学校再開ガイドライン」を策定いたしまして、各学校においては、このガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた様々な取り組みを行っているところでございます。

まず、議員ご質問の、休み時間の過ごし方についてであります。教職員の目が届かない所で、児童・生徒が密集しないよう指導すると共に、近距離で向かい合って話をするのしないように注意喚起しております。

また、スクールバスでの対策については、乗車中のマスク着用をはじめ、会話を控えること、手すりやドアに触れた手で、目や鼻、口に触れないことなどを指導すると共に、バス業者に対しても、運転手の後部座席を空けること、窓を開けて換気すること、ドアノブ・手すり等の消毒を徹底して行うことなどを指示しております。

さらに、プールについては、3密を避けるなどの十分な対策を講じたうえで実施することとしております。

そのほか、学校生活では、掃除や給食、部活動など、様々な活動場面があり、

児童・生徒に対し、感染防止の3つの基本、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いにおきまして、しっかりと理解させることが重要であると考えており、国が示した「新しい生活様式」について、繰り返し指導を行い、定着を図っていきたいと考えております。

次に、学業の遅れへの対応についてですが、夏休みを20日間短縮することで、十分、挽回できるものと考えております。

従って、現段階では、土曜授業等の実施は考えておりませんが、今後の状況により、再度休校等の措置を取る必要が出てきた場合には、検討が必要になると考えております。

また、学校行事については、小学校の校内相撲大会や中学校の職場体験学習など、既に中止を決定したものもあります。

修学旅行については、現在のところ、9月に延期して実施したいと考えており、行き先についても再度検討しているところではありますが、今後の状況によっては、中止せざるを得ない場合もあると考えております。

そのほか、運動会や体育祭についても、時期の変更や規模を縮小するなど、感染症対策を十分にとったうえで、実施したいと考えております。

次に、議員ご指摘のとおり、長時間に及んだ休校や自宅待機からくるストレス、感染症に対する心配や不安が原因で、児童・生徒が精神的に不安になることが考えられます。

各学校では、学校再開後、悩みごとアンケートや教育相談等の実施を予定しており、そのような児童・生徒の把握に努めると共に、心配ごとや不安がある場合には、学級担任だけでなく、副担任や相談員の先生等にも相談するように指導することとしております。

また、必要に応じて、養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、きめ細かな心のケアに努めることとしております。

最後に、冒頭にお話しさせていただいた「志賀町立小中学校再開ガイドライン」につきましては、町のホームページで公開しておりますので、詳細については、ご覧いただければと思います。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 南正紀君。

**南正紀議員** 議長。1点再質問をさせていただきます。

ようやく再開された小中学校でございますが、仮に感染者が発生した場合、再度休校となることかなとは思いますが、その場合、全面的に学校全体を休校とするのか、例えば、インフルエンザ感染症対策のように学級閉鎖・学年閉鎖という考え方があるのか、せつかく再開してもまた一人発症ですべて休校ということになれば、エンドレスのように続くことも懸念されますので、その辺の判断はどうかをお聞かせください。

**間嶋正剛教育長** はい、議長

**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** 南正紀議員の再質問にお答えさせていただきます。

6月1日から再開しております学校ですが、新しい学校生活が始まりまして、授業数の確保が、子ども達の学びの保障が大事と考えております。

再度、第2波がきまして、休校措置を取る場合には、その学校の感染の状況、また町の状況、県の状況等見まして、その学校、そのクラスだけの休校と対応するか、町内4校すべての休校措置にするかという状況を考えまして、検討させて対応させていただくと考えております。

以上、南正紀議員の再質問の答弁とさせていただきます。

**寺井強議長** 南正紀君。

**南正紀議員** 議長。

子ども達の教育環境が維持できますことをお願い申し上げて、次の質問に移ります。

最後に、役場職員の防疫手当について、お聞きをいたします。

人事院規則に順じ、職員の特殊勤務手当に関する条例が定められておりますが、今回、新型コロナウイルス感染症対策に係る作業に従事した職員に日額3千円、感染者に接触する作業等には日額4千円を支給する条例の改正案が提出されました。感染対策や、いざ実際に感染が生じた際に最前線で働く職員につきましては、更に手厚く処するべきと考えます。コロナウイルス感染症の院内感染やクラスターの発生等の報道を聞くにつけ、このウイルスの恐ろしさを痛感させられます。今後、当該作業に従事する可能性のある職員の皆様の不安は、察するに余りあります。今回制定する防疫手当につきましては、更なる処遇向上はできないでしょ

うか。本条例とは別の特別手当の支給等、考えられる手当や処遇の詳細についての説明を求めます。

**寺井強議長** 濱村総務課長。

**濱村大総務課長** 南正紀議員の役場職員防疫手当のご質問にお答えいたします。

町職員の特殊勤務手当等の支給については、これまで総務省の指針を踏まえ、人事院規則を遵守し、見直しを行ってきたところであります。

今回、人事院規則において、新型コロナウイルス感染症対策にかかる防疫作業に従事した職員に対しては、感染のリスクに加え、厳しい勤務環境と緊迫した雰囲気の中で、平常時には想定されないような業務に当たることや、精神的な緊張が認められることから、防疫作業手当の特例が措置されたものであり、その特例を踏まえて、特殊勤務手当の改正を3月1日に遡及して行うものであります。

この防疫作業の業務につきましては、富来病院では、3月から5月末までに、9件のPCR検査の検体採取や、その後の入院経過観察に延べ170人の職員が従事し、その検査の判断となる発熱外来には、延べ500人が従事しております。

また、今回、国の第2次補正予算案の中には、厳しい環境の下で勤務している医師や看護師の医療従事者などに対し、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」の支援策が盛り込まれ、5万円から20万円の範囲内で給付することも閣議決定されております。

こうしたことから、現段階では、町独自のものは考えておりませんが、今後、国の動向を注視しながら、新たな手当が創設された際には、迅速に対応してまいります。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします

**寺井強議長** 南正紀君。

**南正紀議員** 議長。

くれぐれも役場職員の皆さまの安全が担保されることをお願い申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

**寺井強議長** 13番 林一夫君。

**林一夫議員** 議長。

明るい話題の少ない昨今ではありますが、去る5月27日の北國新聞朝刊に「定置網漁船11年ぶり新造」との見出しで、県漁協西海支所所属の「第18西海



丸」が進水し、大漁旗を掲げて、勇壯賑やかに母港に到着した模様が写真を添えて掲載されていました。

また、今月5日には、スルメイカ大漁との記事もあり、いろいろと多難な事も多い時期ではありますが、元気の出る話題でありました。これらに続く、明るいニュースにも期待をいたしたいと思います。

それでは、質問を行います。

我々は現在、前例、経験のない状況に置かれており、今迄の経験則や価値観では、先行き不透明な社会に対処しきれないのではないかと思われる程、困難で不安な暗闇の中に迷い込んでいます。

早期の現状からの脱却を目指して、国を挙げて、新型コロナウイルスの感染拡大の抑止と、将来の活力に繋がる様にと願いながら、想像を超える大胆な財政出動策にも取り組んでいます。

巷間では、近い将来において、近年の平均的な水準に復元するであろうと言う楽観的な意見もありますが、決して、そうではなく、ニューノーマルと言われる「大きく転換した日常」、「新たな常識」に基づく社会ルールの再構築が急がれる状況になっていると思います。

同時に、我々の身の周りにおいても、一刻の猶予も待たず、社会的支援に期待する多くの方々も存在しています。

現在、国・石川県・志賀町、それぞれのレベルにおいて、今次の新型コロナウイルスの影響に対応する施策が、毎日の様に、矢継ぎ早に打ち出され、推進されようとしています。

個人に対する日常生活支援に関わるもの、事業者に対する経営活動への支援など、各種の補助金、給付金、協力金、融資に関する支援制度、税制における優遇等、細やかな配慮に基づく支援施策が数多く講じられています。

しかしながら、志賀町でも、この支援施策が十分な活用に至っていないのが現状ではないでしょうか。

今後においても、第2波、第3波の感染拡大も心配される中、飲食・サービス業に限らず、支援対象となる業種・業態が拡大する兆しが生じています。

既に、一部の地元企業においても、自動車産業の生産調整による影響が、一時帰休と言う形で現れだしています。あらゆる業種、地域全体において、経済的な

影響の広がりが懸念されています。

そんな中、「広報しか」6月号にも、3ページを割いて、30項目を超える各種支援施策が掲載されています。しかし、私の手許に届いたのは、6月4日の事です。

広報誌の発行日は、毎月1日とされていますので、4日でも当然かと思いますが、多くの町民各位が、この広報誌の中に各種支援施策が掲載されている事を知り得ておらず、勿論、その内容にも、目が届いていないかも知れないことに心配をしております。

この「広報しか」6月号の掲載項目の一つに、「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」の事も記されています。

しかし、この支援制度はのちに申請期限の引き延ばしがあり、明日6月10日までとなりましたが、当初は6月1日を以って、申請期限が終了となっていたものであります。

5月26日付の新聞報道でも、県では引き延ばしはしない方針とされていましたが、世論に押され現実的な判断により、申請期限の引き延ばしを行ったものと思われます。

そして、今、この制度への申請件数が、当初の予想を大きく下回っている事や対象業種・床面積の要件も問題視されています。本日の新聞報道のとおりであります。

また、申請に要する書類が10種類にも及び、調査し記載しなければならない内容も簡単ではないものが多いということなどにより、申請件数が想定を下回っている大きな理由となっています。

つまり、この制度を知り得てから、申請書を提出するまでの時間的な制約など、ハードルがいろいろとあるわけです。

これは、石川県の制度とは言え、町の対応はどうであったのか、周知方法・期間の設定にも問題があるわけです。

この例の様に、新規の支援施策が次々と発表され、申請要件などが分かりづらく、変更も生ずるとなれば、毎月の町の通常広報誌発行のタイミングではなく、今回のコロナ禍に対処するための特集として、適時適切に、出来るだけ速やかに、広報活動が行われることが求められています。

人との接触が制約される今次の感染症であるが故に、情報が伝わり難い点があり、また、この様な支援制度に慣れていない町民も多い事かと思えます。

多くの町民には、新型コロナウイルスの影響から、今迄以上に、日常生活や事業運営に忙殺され、広報誌に目を通す暇もなく、また、情報を得ようとする意識すら、薄れている方もいるものと思われます。

現状、私ども町民は、毎日購読している一般新聞やテレビの報道、商工会からの案内等を通して、各種支援策の情報を得る様にはしていますが、自身の状況に適合しているものがあるのかどうか、その先の申請手続きはどの様に行えば良いのか、証明書類はどんなものを、どの様に準備しなければならないのか、何時までに、どの役所に届出しなければならないものか、不慣れな中に、途方に暮れている方が大勢、おられると思えます。

これらの問題解決に向けて、役場には、先ずは、この新型コロナウイルスの影響に関わる支援策に限った広報活動を速やかに、そして、繰り返し行って頂く事を要求いたします。と同時に、町民の各種問合せや要望を受ける窓口を設置し、関係機関、関係者との調整を行う業務にとりかかって頂く事を求めたいと思えます。

本年3月議会の折にも、新型コロナウイルス対処・支援するための部署の設置や、専従員の配置を要望いたしました。

しかし、その時の答弁は、「経営指導員を有する商工会に機能を委ねているので、役割分担の中で、商工会において、中小、小規模事業者の支援は行い、役場内での設置は考えていない」とするものでありました。

当時は、今日程、深刻な状況ではありませんでしたが、残念ながら、日常生活における影響や地域経済の状況は、私の予想を超えて、悪化の方向に進んでいます。

町民にとって、一番身近な行政機関である役場の対応においても、現状の個々の担当部署に対応を任せる形ではなく、先ず、今次の新型コロナウイルスに関する各種支援の手立てを紹介する専門の部署を早急に設置し、町民が気軽に、遠慮なく相談が出来て、担当各課や関連する公的機関との調整を行うなど、積極的な支援を行って頂きたいと思えます。

国の制度である「持続化給付金」に付いても、経営を持続させようとする事業

者には、有効な支援策かと思われま

石川県内各所においても「申請サポートセンター」を開設して、申請受付を行っているようですが、高齢の事業者には、本人だけでは申請作業をする事すら無理だとの声もあります。

支援の手が差し伸べられているにも関わらず、折角の各種支援策が活用されないまま、無駄になる可能性があります。

このような事態は、対象者個人の損失となるだけでなく、地域全体の大きな損失であり、この先の地域の活力の低下も招き、地域間競争にも遅れを取り、地域衰退の連鎖へと繋がっていきます。

地域全体で取り組むべき課題が目の前に山積していると言っても過言ではありません。

今こそ、志賀町役場が組織を挙げて、町民の先頭に立って、町民と一緒にあって、各種支援施策の周知と有効活用にあたらなければなりません。

申請書類が提出されるのを待つのではなく、支援の対象者と想定される方々へ、行政サイドからの積極的な働き掛けを行い、その内容の説明、提出書類の作成方法等を指導してあげるべきではないでしょうか。

不慣れで時間的な余裕もない申請対象当事者も多く、ハードルが高いために、折角の支援策の活用を断念することがあってはなりません。

改めて、申し上げます。

今は非常時であります。志賀町の将来がかかっています。役場組織を挙げて、スピード感を以って、新型コロナウイルスに関する応談・支援体制づくりを行って頂く様に重ねて要望して、第1点目の質問といたします。

**寺井強議長** 荒川商工観光課長。

**荒川仁商工観光課長** はい、議長。

林議員の新型コロナウイルスに関する国・県・町の町民支援策の周知・応談についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特に中小企業や個人事業主においては、休業や外出自粛等による売り上げの減少など、幅広い業種で、大きな影響が出ていることから、国・県・町では、様々な支援策を打ち出しているところでもあります。

これらの支援策にかかる申請状況の把握や、書類整備のフォローについて、個人向けの支援に関しては、それぞれの事務を所掌する担当課で実施しており、事業者向けの支援策に関しては、商工観光課において、商工会と連携を取りながら、適切に対応しているところであります。

また、これら支援策の周知・PRについては、国や県のホームページをはじめ、新聞や各種チラシ等で周知されており、本町でも、ホームページや「広報しか」への掲載のほか、商工会とも連携しながら、事業者等への周知を図っているところであります。

今後も新型コロナウイルス感染症による影響が続くものと認識しており、事業者や住民の皆様が必要とする支援策の情報を適宜的確に周知していきたいと考えております。

次に、申請書類の作成等をサポートする専門部署の設置についてであります。

新型コロナウイルス感染症に関しては、国や県で数多くの事業者支援制度が創設をされ、関係機関において相談窓口などを設置しております。

また、中小企業等への支援策については、経営指導員を擁する商工会でも相談を受け付けております。

さらに、国の支援策である持続化給付金の申請に関しては、県内で国のサポートセンターが設置されており、町内でも今後、設置が検討されていると聞いております。

このように、支援制度に関しては、既に相談・申請窓口が設置をされております。

また、国や県では、補正予算において新たな支援制度が検討されており、現行の支援制度においても様々な改正点が出てくる中で、町では、対応しきれないこともあり、余計に混乱することが考えられます。

このようなことから、町としては、国・県及び関係機関とそれぞれの役割分担の中で連携を図りながら適切に対応していることから、申請をサポートするような専門部署の設置は、今のところ考えておりません。

以上、林議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 林一夫君。

**林一夫議員** ご答弁いただきましてありがとうございます。

小泉町長に少しお伺いをさせて頂きたいと思います。今回私が提案したのは、

町民が行政に対して安心感であるとか、優しさというところを感じられるためにも、そういう部署をもって対応してあげるべきかという思いで申し上げたところでもありますので、町長の考えを少し、今回のコロナウイルス感染の諸々の状況に行政としてはこのように、あるいは、町長自身はこのように考えての行動をしていきたいという思いがありましたら、ご紹介をいただきたいという風に思いますし、それから、巷間、聞く話によりますと、申請件数がかなりの量になることが想定されるというような話もあるわけですけども、そこらあたりを上手に整理対処していけるのかどうなのか、そういうところが不安に感じる部分であります。現に金融機関においても、ある金融機関ではもう8月いっぱい業務量がもう埋まっているような状況だという話も聞いております。そんな中に今後、一個人がどのような形で対応を求めていくかとなれば、かなり難しいことがいろいろ生じてくると思いますので、行政の支援がぜひとも必要な状況にあるという風にわたしは思いますので、そこらあたりを含めて、町長の考えがあったらお示しをいただきたいと思います。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 林議員の再質問にお答えします。

先ほど商工観光課長から答弁がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症に関してはすでに国や県で数多くの事業者支援制度が設置され、関係機関において相談窓口が設置されております。また、国の支援策である持続化給付金の申し込みに関しては、県内で国のサポートセンターが設置されており、町内でも今後設置が検討されております。そしてですね、林議員ご存知のように、国・県では補正予算において新たな支援制度が検討されており、現行の支援制度においても様々な改正点が出てくる中、町では対応しきれないということもあり、余計に混乱すると考えられるものであります。このようなことから、町としては国・県及び関係機関とそれぞれ役割分担の中で連携を図りながら適切に対応していきたいと思っております。

**寺井強議長** 林一夫君。

**林一夫議員** 町民に寄り添うような形で、今後ともしっかりと対応をお願いしたいと思います。

それでは次の質問を行います。

世界全体を大きな災厄で包み込んでいる、新型コロナウイルスの感染拡大であります。一方では、私どもの様な過疎化が進行する地方の良さが見直される機会ともなっている模様です。

日本の社会でも、都会地への人口集中が問題視されて久しくなっています。この状況が方向を変えることはなく、一段と都会地での過密化が進んでいました。

しかし、この傾向が、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、若い人達を中心として、「都市への憧れから、地方の魅力の再発見」へと、考えを変える人達が増えてきているとの事であります。

5月中旬に政府が行ったインターネット調査でも、東京圏の一都三県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県に在住の1万人の人達へのアンケートでは、若い人達を中心として、約半数の方が地方生活に関心を持っている事が判明しました。

そして、その理由の最も多い意見が、「地方には豊かな自然環境があること」となっています。

この様な背景もあり、5月31日に、全国38道府県、138団体が参加しての「オンライン全国移住フェア」が開催されて、盛況であったことがNHKラジオの放送で紹介されていました。

主催はLOKONECTと称する団体であります。全国の自治体からも、少子過疎化対策として、また、地域の活性化策として、このフェアへの出展希望が増えている様であります。

その一方で、移住に関心を持っている方々からは、参加費千円で参加が出来て、日本のいろいろな地域の仕事、住居、病院や学校等の暮らしの情報全般や自然環境、産物等のPR紹介が受けられることで人気となっているようであります。

このNHKの放送でも、新型コロナウイルス後の社会としての「ニューノーマル社会とローカル」として、想定される社会の動向としての、このLOKONECTの取り組みが紹介されたと言う事です。

今日程、オンラインと言う言葉が使われた事はないと思われませんが、この例だけに留まらず、近隣自治体のオンラインでの取り組みが、新聞等でも多く紹介されています。

最近の新聞報道でも、七尾市の街づくりセンターにも、移住に関する問合せが急増しており、通常時の60倍との事あります。

また、その翌日の報道では、本年6月末に、大阪府のシステム開発企業が輪島市に遠隔事業所を開設するとするもので、輪島市や石川県が創設したサテライトオフィス誘致の支援制度適用第1号として認定される見通しとなった、とするものもありました。

後日、協定締結の報道と共に、人材育成を目的とした高校生を対象とするプログラミング教室の計画の事も掲載される等、その効果の広がりも報じられていました。

また、珠洲市でも、オンライン移住相談が増えており、過去2年間における実績や今後の取り組み構想の紹介とともに、今後も増えて行くであろうとの記事内容でありました。

ふるさと納税に関しても、外出自粛により、能登の食産品が人気となっている事が紹介されています。

また、農業をはじめ、第1次産業への関心が高いことや、移住を契機として企業への勤務ではなく、既存企業の事業継承をとおして経営者を目指す若者の存在も注目されています。

この様に、今、能登等の全国の地方への関心が高まっており、移住促進施策の推進には好機であろうと考えます。

志賀町でも、今まで以上に、能登や志賀町の自然環境の豊かさ、食の魅力、歴史や伝統等をブラッシュアップして、移住促進施策に注力すべき時であろうと考えます。

都会の新しい風を吹き込んでくれる、前途有為の人材の移住を期待したいと思います。

町の現状の移住促進施策と将来展望をお示しいただきたいと思います。

**寺井強議長** 山下企画財政ふるさと創生室長。

**山下光雄企画財政課ふるさと創生室長** はい、議長。

林議員の本町への移住希望者への対応についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、都市部に住むことに不安を覚え、地方への移住を検討している方が増えているということは承知しております。

また、緊急事態宣言による影響で、自宅でのテレワークやリモート営業など、様々な働き方の変化により、地方でも都市部と同じように働ける時代に移行しつ



つありますが、このような変化を踏まえ、光ケーブルなどのインフラが既に整備されている本町の優位性を、移住希望者に広くPRしていくことが、今後さらに重要になってくると考えております。

議員ご質問の、本町での移住に関する問合せ状況については、4月から5月末までに、14件の移住相談がありました。新型コロナウイルスに起因する問合せは、現在のところありません。

こうした状況の中で、これまで本町が毎年参加していた、全国移住フェアや移住セミナーなどが新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となり、移住定住をPRする出張宣伝などは、当分の間、実施できないことから、先行きが見通せない状況となっております。

そのため、今後の対応として、ILAC、いしかわ就職・定住総合サポートセンターや大和ハウス工業と連携し、移住に関するリモート相談やリモート現地案内など、直接移住希望者と対面しなくても、志賀町のインフラ整備の状況やその魅力を十分にPRすることができる、様々な方法を取り入れながら、本町への移住定住を促進していきたいと考えております。

以上、林議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 林一夫君。

**林一夫議員** まだまだ可能性はあると思いますので、どうか今後とも鋭意努力していただけるようお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

**寺井強議長** 7番 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい、議長。

おはようございます。私の方から質問していきますけども、質問項目によりましては先の質問の方とだぶる点もあるかと思いますが、お願いしたいと思えます。

まず最初に、災害時の避難所の在り方についてであります。コロナの感染拡大は、避難所のあり方の再検討が求められていますが、町として対応はできているのかを聞きます。

今回の新型コロナ感染拡大では3密、密集・密閉・密接のところへはいかないように避けるようにと言われているわけですが、従来の災害時の避難所は、正に

この3密の典型であり、最も近づいてはいけない場所となっています。また、避難所の生活環境が厳しいために、先の熊本地震では、熊本、大分両県の犠牲者は、家屋倒壊などによる直接死50人に対して関連死が220人に上ったそうです。

3密の規定に沿って、どのくらいの避難者を受け入れてもよいかと試算した自治体がありましたが、従来の4分の1しか受け入れられない、あるいは半分以下の結論になったと報道されています。各自治体では、来る災害に備えてシミュレーションのやり直しをしているようです。

これから梅雨を迎え、さらにその後の台風のシーズンとなり、自然災害が多発する季節を迎えます。これまでに作成した災害対策の計画を根本的に見直す必要に迫られています。

また、4月7日には内閣府が避難所対策の通知を出し、避難所が過密状態にならないようにと呼び掛けています。時間の猶予は全くない中ですが、避難計画の見直しの作業は進んでいるのでしょうか。また、即対応できるのかお聞きします。

**寺井強議長** 宮下環境安全課長。

**宮下隆環境安全課長** はい、議長。

堂下議員の避難所の在り方についてのご質問にお答えいたします。

あらかじめお断りさせていただきますが、先程の福田議員の質問と重複する部分もありますので、感染予防に関する答弁は、省略させていただきます、質問の主旨のみ、答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

町では、国が示す避難所における新型コロナウイルス感染症対策の通知を踏まえて、避難所運営マニュアルの見直しを行ったところであります。

今回の見直しにおいて、避難者の健康状態の確認、十分な換気やスペースの確保等、避難所における密閉・密集・密接の3つの「密」を避ける対策を取ることや、一般の人と風邪等の症状のある人と、避難室に入るまでの動線や部屋を分けるといった計画としております。

町としては、今後の災害に備え、これまでの対策に加えて、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策も当分の間必要であることから、日々変化している状況に応じた避難所運営マニュアルの見直しを随時行っていくと共に、災害発生時には、その時点における町の状況に臨機応変に対応し、町民の安全・安心を確保していきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** いわゆる災害は待ってくれませんし、また、来月には危機が迫る可能性がありますので、とにかく臨機応変とは便利な言葉ではありますがけれども、きちっと、やはり、町であること、また、町民の皆様をお願いすることはお願いすることとして徹底していく、この期間を利用してほしいと思います。

続きまして、2番目の質問に移っていきたいと思います。

コロナ感染の第2波、第3波が秋から冬にかけて再流行の予測が各方面からなされています。今回は幸いにも町内での感染者は出ませんでした。今後においてはあり得るとの予測で各方面での対応策が練られていると思います。

ここでは、福祉施設関係での感染拡大についての対応、特に職場で働く職員への配慮についてお聞きします。

集団感染が発生した介護施設、医療施設等では、職員が家族への感染を恐れて、家に帰えず、車中泊をしているとか、現場で働く人への差別的な言辞・言動や、子供を預からないと言ったこともあったことも、この間、ニュース等でご存知だと思いますが、これらの対応について、お聞きします。また、職員の宿泊施設等は考えているのか、お聞きします。

また、感染を恐れて、デイサービスなどの利用を控えて認知症が進行していることも挙げられていますが、町内での施設利用状況に変化があったのかをお聞きします。

医療・介護施設等での感染あるいは、職員が感染した場合、地域の医療・介護の崩壊を招くのみならず、施設運営が危うくなり、地域福祉の崩壊にもつながりかねないだけに、特別な対応が求められますが、対応をお聞きします。

さらに、今後の対応として、感染予防のための技術力アップの取り組みが必要と思われます。医療、福祉、介護等新型コロナへの最前線に立つ職員等の防護服の着脱、ガウンテクニックとありますが、訓練をする自治体も県内にはあります。講師は自衛隊員だそうであります。なぜかと言いますと、先のクルーズ船では、厚生労働省からの職員は感染者が続出しましたが、自衛隊員からは皆無だったことに学ぶことであります。それは、ガウンテクニックの差が大きく影響していると検証されているからです。大変重要なことです。医師や看護師でも日常的に訓

練をしていないと技術力が下がってしまうそうですので、町としても取り組む意思があるかどうかをお聞きします。

**小泉勝町長** 議長。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 堂下議員のご質問のうち、介護施設、医療施設等で働く職員の宿泊施設への対応について、お答えをいたします。

はじめに、何よりも、この未知なる感染症に立ち向かう、医療・介護の現場の第一線で従事されている方々に対しまして、心から敬意を表したいと思えます。

マスコミ報道等によると、感染者が発生した医療施設や福祉施設では、従事する職員やその家族に対して、心ない言葉が浴びせられるといった偏見や差別があると聞きますが、そのようなことは、絶対にあってはならないことであります。

町民の皆様には、決してそのようなことのないようお願いするものであります。

議員ご質問の、医療・介護施設の最前線で働く従事者用の宿泊施設については、家族への感染防止等の観点から、自宅に戻れない方が、安心して休める環境を提供する必要があると考えており、先般、町内の宿泊施設の事業者と協議のうえ、内諾を得たところであります。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問に関しては、担当課長からそれぞれ答弁させますので、宜しくお願ひします。

**寺井強議長** 村井健康福祉課長。

**村井直健康福祉課長** はい、議長。

堂下議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、デイサービス等の利用状況の変化についてであります。

本町では、通所施設を利用している方が、実人数で451人おられますが、感染の心配を理由に休まれた方は、23人おられました。

このうち、家族が感染リスクを懸念し、1か月利用を自粛したお一人については、一時、機能低下が見られましたが、施設職員の呼び掛けにより、利用を再開され、現在は機能が改善したとの報告を受けております。

また、残る22人のうち、18人はそのような症状もなく、利用を再開されており、4人は引き続き利用を休止しているという状況であります。

このように、一時的に影響は見られましたが、感染症発生の前後で、大きな変化は感じられないと認識をしております。

通所される方の状況は様々であります。今後も事業所における感染防止対策の徹底を依頼し、安心して施設を利用できるよう努めていきます。

次に、福祉・介護施設での感染や、職員が感染した場合の対応についてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、感染症に対する町の役割を、住民への情報提供や啓発などの業務に限っており、現場での対応は、県の保健福祉センターの指示のもとで、事業者が対応することになっております。

かほく市の事例のとおり、町は県や事業者と連携し、必要物品や資機材の調達・供給などの後方支援業務を担い、事態の収束に取り組むと共に、他の施設への感染防止のため、各事業所に対して一層の注意喚起を図っております。

感染防止対策については、国・県・町がそれぞれの分野で体系的に制度化され、明確に役割分担されていることから、町の独断や裁量で自由に対策を講じることは、法律によって制限されていることをご理解願います。

続いて、福祉・介護施設における防護服の着脱訓練についてであります。この訓練等の実施については、町の権限の及ばない施設もあり、県で対応することが効果的であると考えており、県が毎年開催している介護事業所及び自治体職員を対象とした、ノロウイルスをはじめとした感染症全般についての研修会において、新型コロナウイルス感染症対策に対応したガウンの着脱訓練も併せて実施するよう、県に要望していきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 川畑富来病院事務長。

**川畑智富来病院事務長** はい、議長。

堂下委員のご質問にお答えいたします。

まず、病院での感染や、職員が感染した場合の対応についてであります。当病院においては、県の保健福祉センターから診察の依頼のあった感染の疑いが高い帰国者・接触者外来患者と一般外来患者との接触を避けるため、時間差診察を

行っております。

また、4月6日より発熱外来を設置し、一般外来患者で発熱のある方を病院入口で区別し、一般外来患者との接触を避けるための診察も行っております。

そして、5月29日には、金沢医科大学病院より臨床感染症学の教授を招き、病院内のラウンド指導及び研修会を実施したところであります。

さらに、感染リスクの低減を図るため、今定例会の補正予算をお願いしておりますが、病院の外で、発熱のある方の血液検査及びPCR検体の採取等を実施するための仮設テントを購入する予定であり、こうした対応によって、さらなる感染防止対策を徹底していきたいと考えております。

次に、当病院における防護服の着脱訓練についてであります。

石川県では、防護服の着脱の研修会は3密を避けるため、実施されておられません。当病院では、国の感染症専門機関や自衛隊、医師会等が公開している動画等を参考に、部署ごとに最前線に立つ医療従事者の実地訓練を行っております。

特に、防護服の外し方及び廃棄処分方法が重要とされており、国の指針に基づいた対応を行っております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。それぞれの部署で、いわゆる訓練とか研修とかやられているようでもありますけれども、これを機会にまた再度徹底した研修をお願いしたいと思います。

続きまして、3番目ですけど、こちらも若干、先の林議員とだぶりますけども、新型コロナ感染症にかかる支援についてであります。広報6月号でも様々な制度の案内と利用を呼び掛けていますが、利用状況を聞くものです。

雇用調整助成金や持続化給付金など様々な制度はあるものの、申請書類が煩雑で、給付が遅いという悪い評判をよく聞きますが、町内における利用実態をお聞きします。

**寺井強議長** 荒川商工観光課長。

**荒川仁商工観光課長** はい、議長。

堂下議員の新型コロナウイルス感染症に係る支援についてのご質問にお答えをいた

します。

雇用調整助成金や持続化給付金に関しては、議員のおっしゃるように、申請には添付書類が多く煩雑であるとか、申請から支給までに時間を要するなど、報道等でも指摘されているところでもあります。

このため、国では、雇用調整助成金の申請手続きを簡素化するなど、事業者の負担軽減と、支給事務の迅速化を図っていると聞いております。

ご質問の町内における利用実態につきましては、国の事業であり、町内事業者の利用状況を把握することは困難ではありますが、町としては、これらの事業に対する問合せがあった場合、国の相談窓口の案内や制度内容を説明するなどし、事業者が円滑に申請できるよう支援に努めているところでもあります。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。今の件ですけれども、町の利用実態といいますか、町の企業がどういう状況になっているかというのはやっぱり把握しておく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょう。

**寺井強議長** 荒川商工観光課長。

**荒川仁商工観光課長** 町の利用状況等に関しては、商工会や立地企業などの情報交換を行う中で町の状況把握に努めておるところです。

以上、堂下議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** それでは最後の質問に移っていきたいと思います。

最後に、雇用問題について、お聞きします。

新形コロナの影響で雇用環境の悪化が進んでいることは、総務省の統計でも明確に表れてきています。非正規雇用が過去最大に落ち込んでいること、また、失業予備軍が急増し、一時的に仕事を休む休業者は約600万人にふくらんでいると雇用統計に出ています。この600万人のかなりの部分が失業者に転じる可能性が高いとされています。また、企業も雇用が維持できなくなり解雇する事例が増えてきていることも報道されています。中小企業の経営が急速に悪化しており、2020年の倒産・休業・廃業は、推計で6万社を超えるものと予測されています。中小企業は日本の雇用の7割を占めており、6万社がなくなれば失業への懸念も

高まります。20 万人以上に影響が出ると試算されています。雇用危機はこれから本番と言われています。最新の4日付けでは、コロナ解雇が2万540人、しかも先月21日に1万人を超えてから2週間で倍増していると発表されています。

今後、この新型コロナの第2波、第3波の感染拡大により、町内企業も影響を受けないという保証はありません。これまでに、工業団地へ進出している企業とか地元企業、商店などと連絡を密に取りながら対応しているとは思いますが、どのような対応を練っているのかお聞きします。

また、解雇や雇止めによる生活困窮が表面するのはむしろこれからだと言われています。新型コロナ感染で死ぬ人よりも、この影響で仕事を失って亡くなる方が多くなるだろうとも言われています。そのような事態は何としても避けなければなりません。行政としても、あらゆる手段を用いて対応する必要があると思います。失業者や生活困窮者に対する町としての備え・対策をお聞きします。

**寺井強議長** 荒川商工観光課長。

**荒川仁商工観光課長** はい、議長。

堂下議員の雇用問題についてのご質問にお答えいたします。

町では、商工会や中核工業団地の立地企業などと情報交換を行い、地域経済や事業所の状況把握に努めると共に、町内事業者に必要な支援策などを検討してまいりました。

町独自の支援策としては、石川県が休業要請した施設のうち、面積や期間等の要件により協力金の支給対象外となった事業者等を対象とした、「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給事業」を創設しております。

中小企業には20万円、個人事業主には10万円の協力金を支給するものであり、今月2日より申請の受け付けを開始しております。

さらに、町内事業者の事業継続を支える「中小企業等緊急支援金」を支給するため、今定例会において、補正予算を計上しております。

これは、国の持続化給付金の支給対象とならない、前年同月比で30パーセント以上50パーセント未満の減少が1か月以上認められる事業者を対象とし、中小企業には20万円、個人事業主には10万円を支給するものです。

これらの事業に加え、国・県が実施する様々な支援策については、町ホームページなどに掲載し、周知を図っていきます。



次に、解雇や雇止めにより失業された方々への対応としては、ハローワークや関係企業等の協力を得て、「企業合同就職面接会」などを開催していきたいと考えております。

また、今後も厳しい状況が続くことも予想されることから、事業者の状況や、地域の経済動向の把握に努めてまいります。

続いて、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮した方については、広報でお知らせしたとおり、健康福祉課にて相談を受付けしているところであります。

相談があった際には、その内容に応じて、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度など、県と連携し、生活困窮の改善に必要な対応を取ってまいります。

また、一時的に生活費が必要な方や、失業された方に対し、生活再建までの生活費を貸付けする生活福祉金貸付制度もあり、町社会福祉協議会や県の福祉事務所などと連携をしながら、対応してまいります。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。いわゆるそれぞれ諸制度を使うわけでありまして、最後のほうに生活保護制度や生活困窮者の問題がありますが、自治体によっては、窓口でもうシャットアウトするといった例をよく聞きます。ほんとに皆さん困っているときには、やっぱり手を差し伸べるぐらいの気持ちで対応することが求められています。また工業団地の問題とかにつきましては、合同面接会ができる状況ならまだいいんです。Aの会社が失業したらBの会社に行けるという状況でしたら、ほんとにこれは喜ばしいことですが、いろんな状況とか、また評論家の皆さん含めまして聞いてますと、そういう状況以上に進むんじゃないかということが、どこかに念頭において対応することも求められていると思いますので、その辺の検討もよろしく願いしまして、私の質問を終わります。

**寺井強議長** 4番 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

4番 稲岡です。

今朝の新聞報道で、能登町のほうでテレワークの導入にむけた予算計上がなされるという風にでておりました。先の3月定例会で私も在宅勤務や遠隔会議につ

いて質問したんですが、残念ながら回答全くなかったので、今回は通告通りに回答がいただけることを期待しまして、質問に移りたいと思います。

はじめに Society5.0 の推進について、お聞きします。

Society5.0 とは、本年3月に策定された第2期志賀町創生総合戦略の中でも、新たに取り入れる視点の一つとして掲げられている概念で、原始の人間社会である狩猟社会を Society1.0 とし、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、第5の人間社会の未来像であり、そこでは、人工知能やモノのインターネット化、IoT ですね、などの情報通信技術により、少子高齢化、過疎化、貧富の格差などの諸課題を克服し、これまでの閉そく感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重しあえる社会、一人ひとりが快適に活躍できる社会を実現する、という内閣府が提唱する未来社会のコンセプトです。

仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する、人間中心の社会を指すそうです。

こういった話は都市部だけの話ではなく、むしろ地方での課題解決に大きく寄与するものとして、各地で様々な施策が行われています。

交通弱者対策としての自動運転車両であったり、過疎地域の医療対策としての遠隔医療であったり、また農業のスマート化や、外国人とのコミュニケーションのための自動翻訳機、鳥獣害対策や介護現場でのAIの活用、ロボティック・プロセス・オートメーションRPAを用いた行政事務の効率化など、その取り組みは多岐にわたります。

今回のコロナ禍において、キャッシュレス決済やオンラインによる諸手続き、リモート会議やオンライン学習など、接触機会を低減したこれらの生活スタイルが、新たな生活様式として加速度的に普及してきています。こういった取り組みはすべて Society5.0 という新しい社会に向けた準備ともなっているのです。

このSociety5.0を早期に実現するために推進すべきと考える取り組みについて、いくつか質問したいと思います。

1点目はGIGAスクール構想についてです。

新型コロナウイルス感染症対策として、1か月半以上の長期にわたった町内の小中学校の休校期間中、学習機会を確保する手段として、本町ではケーブルテレビによる単方向の授業が数回行われましたが、これは全学年が対象ではなく、ま

た限られた教科のみであったため、保護者からはオンライン授業を望む声が多く聞かれました。

このオンライン学習・オンライン授業ですが、4月16日時点の文部科学省の調査によると、全国の自治体の小学校・中学校・高等学校のうち、休校期間中に同時双方向型のオンライン授業を実施していたのは、わずか5パーセントだったそうです。

学校側の環境整備や指導要領の整備など、また、各家庭での通信環境の整備や端末の用意、あるいは情報セキュリティ上の問題など、実施までには様々な問題を解決しなければならないため、多くの学校でオンライン授業の導入がなかなか進まないのが現状のようです。

ちなみに、大規模校では、各家庭のインターネット環境を把握するだけでも難しく、通信環境の整備等に多額の費用・多くの期間を要するのに対し、小回りの利く小規模校では、すでに全生徒への端末配備が完了している学校に限って、同時双方向型のオンライン指導を実施できているという話です。

国が提唱する新しい生活様式では、人と人との接触機会は大きく減ることになります。対面する機会の低減により失われる教育・学習の機会を補完するためにも、オンライン授業の実施に向けて整備を進めるべきだと考えます。

過去の感染症の拡大傾向を調べると、第2波・第3波が必ずやってきていることが分かります。感染予防対策に迫られ、教育現場も疲弊しているかもしれませんが、いま準備を進めておかなければ、子ども達の学びの機会は減っていく一方ではないでしょうか。

国が今回のコロナ禍を受け、前倒しで進めているGIGAスクール構想に合わせ、本町でもタブレット端末を他自治体に先駆けて早期に導入することですが、オンライン授業・オンライン学習の導入に向けた今後のロードマップをお聞かせください。

もう一点、電子申請、電子入札についてお聞きします。

今回のコロナ禍を受け、電子申請や電子入札の必要性が高まっています。国からの一律給付金のオンライン申請では、システムの不具合や各自治体への負担の丸投げなど、色々と問題はありましたが、これまでなかなか進まなかったマイナンバーカードの普及がある程度促進されたと言えます。

このマイナンバーカードを利用することにより、これまでの印鑑に代わり、オンライン上での本人確認を行うことができるため、各種の行政手続き等の電子申請や、電子入札等にも適用できると考えます。本町での電子申請、電子入札の導入に向けた今後の取り組みをお聞かせください。

**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

稲岡議員のSociety5.0の推進についてのご質問のうち、「GIGAスクール構想」についてのご質問にお答えをいたします。

国が進める「GIGAスクール構想」とは、社会の急速なデジタル化に対応するため、義務教育段階にある児童生徒が、一人1台パソコンが使えるように整備し、学校でのICT教育で次世代の人材を育てる構想を言います。

本町では、国の補助金を活用し、全児童・生徒に対し、一人1台のタブレット端末を導入するため、今定例会において補正予算を計上しております。

導入するタブレット端末は、学校の授業で活用することとしており、児童・生徒に対し、デジタル教科書や教材、並びに児童・生徒一人ひとりの学力に合わせたデジタルドリル教材など、先端技術を活用した授業を行い、デジタルならではの学びの充実を図りたいと考えております。

また、今回のような新型コロナウイルス感染拡大により、臨時休校が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、緊急時には、オンライン授業などの実施が急務となりました。

議員ご質問の、オンライン学習の導入に向けた今後のロードマップについてであります。先にも述べましたが、タブレット端末は学校の授業で活用することとしており、平時における家庭でのオンライン授業の導入は考えてはおりません。

そのような中で、導入された端末がスムーズに活用できるように、今月中に各学校の教職員や教育委員会の職員等で構成する組織を立ち上げ、まずは、学校の授業での活用について方策を取りまとめ、さらに、緊急時におけるオンライン授業についても検討していきたいと考えております。

そして、9月に検討内容を取りまとめのうえ、年内には、各学校での授業に活用すると共に、冬休みの間に、試験的に緊急時における家庭でのオンライン授業

を実証していきたいというふうに考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問につきまして、担当課長がそれぞれ答弁しますので、宜しくお願いいいたします。

**寺井強議長** 今村情報推進課長。

**今村浩一情報推進課長** はい、議長。

稲岡議員のSociety5.0の推進についてのご質問のうち、「電子申請」についてお答えいたします。

電子申請については、国の「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」により、水道使用開始届や職員採用試験申込みなど、17項目が示されており、本町では、給与支払報告書や固定資産税申告、法人町民税申告等といった地方税に関する申告手続きのほか、町立図書館の図書貸出予約について既に実施しているところ です。

平成31年度中における電子申請の利用件数は、地方税に関する申告手続き総件数2万7,916件の内、1万7,313件、図書貸出予約総件数3,846件の内、409件となっております。

特に、所得税申告手続き「e-Tax」については、マイナンバーカードが必要となることから、このカード発行に向け、積極的に取り組んでいるところです。

本町におけるマイナンバーカードの5月24日現在の交付件数は2,900件で、交付率は14.2パーセント、同日までの申請件数は3,510件となっております。

今回の特別定額給付金の申請にあたり、本町でもマイナンバーカードの交付申請のために来庁される方は多かったものの、交付までに1か月程度かかるということもあり、実際にマイナポータルを利用された方は、107件となりました。

本町におけるマイナンバーカードを活用した住民サービス向上としては、役場閉庁時の早朝・深夜・土日祝日でもマイナンバーカードを利用し、住民票や印鑑証明書及び戸籍証明書を全国のコンビニエンスストアから取得できるコンビニ交付サービスを本年3月1日から開始しており、5月末までの3か月間で104件の利用をいただいております。

また、国では、本年9月からマイナンバーカードを活用した消費活性化策を予定しており、来年3月からは、マイナンバーカードを健康保険証として使える制

度が始まる予定であります。

その時期が近づきますと、窓口が混み合うと思われまので、できるだけ早めの交付申請をお願いしたいと思います。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 山下企画財政課長。

**山下光雄企画財政課長** はい、議長。

稲岡議員のSociety5.0の推進についてのご質問のうち、「電子入札」について、お答えいたします。

電子入札の県内の導入状況につきましては、10市町で既に導入済みであり、県内の半数以上の市町で導入されております。

導入した場合のメリットとしては、通知書作成などの事務的な負担が軽減されることや、入札参加者としても、入札会場に出向く必要がなくなり、時間とコストが軽減されることが見込まれております。

しかしながら、全ての事業者が電子入札に対応できないことが想定されることから、対応できない事業者が不利益にならないよう、従来の紙入札との併用も視野に入れながら、対策を講じていく必要があると考えております。

町としては、電子入札の導入については、以前から検討を重ねておりましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、入札会場で職員と事業者の接触による感染リスクもあるため、今回、これを一つの契機として、早期の導入に向けて、現在、準備を進めております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

ご答弁ありがとうございます。

冬休みにも、そのオンライン授業について試行的に進めるということで、たいへん前向きな答弁ありがとうございます。これは試行段階かもしれませんが、提案として、もし、通信環境を使って、例えば、オンラインの保護者会であったり、オンライン個人面談等をするということにも利用できると思いますので、ご検討を進めていただければと思います。

また、電子申請・電子入札ともに前向きに検討を進めているということでした

いへんありがとうございます。今後もスピード感をもって進めていただきたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

続いては、子育て支援について、お聞きしたいと思います。

はじめに、「子ども医療費の窓口無料化の導入」について、お聞きしたいと思います。

実に5年ぶりぐらいになる私この質問なのですが、七尾市の不嶋市長は先の七尾市議会3月定例会で、来年度2021年度から子ども医療費の窓口無料化を実施するため準備を進める、と表明されました。このことにより県内で償還払いを行っているのは志賀町のみとなります。

少ない額の窓口負担がかかる自治体も県内にはいくつかありますが、能登地方においては、志賀町を除き全て窓口負担なしの0歳から18歳までの子ども医療費が現物給付、つまり窓口無料化となることとなります。

新型コロナウイルスによって、世界全体で大不況の嵐が巻き起ころうとしています。それに伴い町経済も同様に悪化が危惧される中で、子育て世帯の家計を支援するためにも、また、待ち時間の短縮や接触機会の低減など、感染症対策としても、本町で関係医療機関との調整・システムの改修等を行い、窓口無料化の導入を進めてはいかがでしょうか。

次に、塾・習い事のリモート化について、お聞きします。

学習塾や音楽・芸術等の教室では、現在、休止もしくは感染症対策を講じながら少人数で実施しているところが多いと思います。

先の質問でも取り上げましたが、Society5.0の実現のためには、各家庭や各企業等の環境整備が不可欠です。

内閣府地方創生推進室がまとめた、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集の中に、「塾や習い事のリモート化支援事業」というものがありましたが、これを活用し、塾や個人指導を遠隔で実施可能とするために必要な環境整備等に掛かる経費の一部を補助するなど、塾や習い事のリモート化を支援してはいかがでしょうか。以上です。

**寺井強議長** 西住民課長。

**西清孝住民課長** はい、議長。

稲岡議員の子育て支援についてのご質問のうち、「子ども医療費の窓口無料化」について、お答えいたします。

このことについては、中谷議員からもたびたびご質問をいただいております。その際には、費用の問題に加えて、保護者の皆様に医療に掛かったコストを知っていただくことが重要であると考えていること、また、限られた財源の中で、優先度の高いものから実施していくべきであると考えている旨、お答えしてきたところであります。

議員ご発言のとおり、本年3月、本町と同じ償還払い方式を採用している七尾市が、来年度を目途に、高校生までの子ども医療費の窓口負担を完全無料化する考えを示したとの報道がありました。

その一方で、窓口無料化を実施している自治体の中には、持続的に制度を維持していくため、助成規模を縮小するところも出てきているようでもあります。

本町の場合は申請が必要ですが、18歳まで子どもの医療費は、自己負担がなく全額無料であります。

町としましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、申請が必要な償還払いではありますが、一部負担を求めることなく、全額助成を継続できるように、今のところ、この制度内容を維持していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 荒川商工観光課長。

**荒川仁商工観光課長** はい、議長。

稲岡議員の子育て支援についてのご質問のうち、「塾・習い事等のリモート化の支援」について、お答えをいたします。

町内の中小・小規模事業者が実施をする「販路開拓・販売促進・生産性向上」等を図るための取り組みに対して、町では「事業者支援持続化補助金」制度を、また、県では「新分野チャレンジ緊急支援費補助金」及び「小規模事業者感染拡大防止緊急支援費補助金」など、事業に係る経費の一部を補助する支援制度が既に創設されておりますので、販路拡大等の新たな事業などに活用していただきたいと思っております。

また、これらの支援事業は、商工会が受付窓口となっており、県・町の補助事



業を有効に活用するため、商工会にご相談いただきたいと思います。

なお、これらの制度についても、町及び商工会のホームページ、「広報しか」等にも掲載しており、今後とも町内事業者に積極的に活用してもらえよう、周知をしていきたいというふうに考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** はい、議長。

ご答弁ありがとうございます。

町長にお聞きしたいのですが、窓口無料化の件についてです。

先ほどの課長答弁で、優先度が高いものからというお話でしたが、この子ども医療費の窓口無料化はこれまでのアンケート等でもご存知かと思いますが、すべての子育て世代の望みなんです。多くの子育て世代の方々は、なぜ志賀町はしてくれないのかとずっと思っています。

先の教育民生常任委員会で町長は、窓口無料化は本来なら国がすべきだとおっしゃられましたが、確かに全国知事会でも国に制度の創設を要望しておりますが、県内他の自治体は国の制度を待っているのは子育て支援が後手後手になると判断したから導入に踏み切ったわけです。それを先に導入しておけば、もし国がそういった制度を創設した場合にも、関係医療機関との調整やシステムの整備等もスムーズに進むのではないのでしょうか。おそらく、今回この医療費の窓口無料化、子ども医療費の窓口無料化をしないのは町長の信念なのでしょうが、ぜひ住民のために、時には、信念を曲げるといったこともしていただきたいと思いますが、ご答弁お願いいたします。

**小泉勝町長** 議長。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 稲岡議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど課長がお答えをされましたけれども、町といたしましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、様々な支援をおこなっております。この子ども医療費窓口の無料化については申請が必要な償還払いではありますが、一部負担を求めることなく、全額助成を継続できるように、今のところ、この制度の内容を維持したいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** はい、議長。

ご答弁ありがとうございます。次の質問に移ります。

次は、議会中継について、お聞きいたします。

去る5月8日に開かれた志賀町議会第2回臨時会は、主に新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時的な事業・施策を審議する議会で、町職員の給与削減案や住民への一律給付金事業など、全国的にも注目を集めた会議でした。

緊急事態宣言の最中であつたため、感染防止の観点から、議会の一般傍聴を中止し、住民が議会の様子を知る機会は当日のケーブルテレビの生中継1回のみとなっております。このことから、「いつ再放送するのか」「どのように可決されたのか知りたい」など、住民からの再放送を望む声を多く聞きます。

録画中継は、町長ご自身にとっても、信念を持って掲げた施策の提案理由を、広く住民に理解してもらう良い機会ではないでしょうか。1度の生中継だけではなく、もっと周知すべきだと考えます。

今現在公開されている議事録や、のちに発行される議会広報にも、要約された審議結果は閲覧できます。ですが、議事録の文書では、提案理由を町長がどのように説明し、どんな表情・話しぶりで議員に理解を求めたのか、そういった発言のニュアンスや議論の雰囲気というところまではわからないのです。議事録や議会広報等では、映像ほどリアリティを持って住民に伝えることができないんです。

新型コロナウイルスにより爆発的に普及が進むビデオ会議システムも映像や動画を介して行うから意味があるわけですし、テレビCMやインターネットの動画広告しかり、動画・映像には人に訴えかける力が大きく、説得力があるのです。

前回の臨時会1回の生中継のみしか公開していないことについて、町長のお考えをお聞かせください。

続いて録画中継についてです。

今回、志賀町ケーブルテレビでは、臨時会の再放送の予定を何度か放映して案内していましたが、視聴者は何故それを予定通りに放送していないのか怪訝に思っております。

新聞報道では、技術的な手違いだった、とありますが、この再放送を予定通りに放映しない旨の案内を、その理由も含めて、ケーブルテレビ上で周知したので

しょうか。

新聞報道によると、ケーブルテレビの内規として「臨時会は放送しない」こととなっているそうですが、私が調査したところでは、そのような内規は見つかりませんでした。いつどこで決められた内規なのでしょう。

住民の多くは、今回の施策の審議過程を視聴したいと思っています。内規のことはよく分かりませんが、昨年5月の改選後すぐの臨時会は、定例会と同様にケーブルテレビによる生中継と録画中継を行っております。今回の5月臨時会も昨年のように再放送することを強く要望して質問を終わりたいと思います。

**寺井強議長** 今村情報推進課長。

**今村浩一情報推進課長** はい、議長。

稲岡議員の議会中継についてのご質問にお答えいたします。

議会放送につきましては、放送事業者としての町長から、放送法に定める町放送番組審議会に諮問され、平成20年5月19日に、議会定例会については、放送すべきものとの答申がなされております。

それを受け、議会において、平成21年第2回定例会で議会中継特別委員会を立ち上げ、議会放送の具体的な内容について検討を進め、その結果をもって、放送事業者と協議した結果、臨時会を除く、各定例会に限り、生放送と録画放送を実施することに決定したものであります。

しかしながら、昨年5月の臨時会については、選挙後、初の組織会であり、町民の皆さんにとって関心のある重要な議会であったことから、録画放送を行っております。

また、今回の臨時会については、本来ならば、放送する予定ではありませんでしたが、新型コロナウイルス感染防止のため、議会が町民やマスコミ傍聴を取り止めることとしたことを受けて、放送したものであります。

臨時会の放送については、先般、議会からの要望書が提出されているところであり、今後、町放送番組審議会に諮り、意見を伺いたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

先に質問した、町長がこの提案理由を一度しか流していないことに対してど

う思われているかという答弁いただきたいと思うんですが。それと、今ほどの情報推進課長の答弁についてなんですが、住民の関心が高いのではないかという理由で昨年の5月臨時会を放送した、ということは、今回の臨時会をその必要なしという、どこでいったい判断したのかをお聞きしたい。判断基準がない中で、行政側でそういった判断を勝手にしていいものかどうかということもはっきり言って疑問です。

今現在、議会改革活性化特別委員会では、密室での談合ではなく、開かれた議会を目指して検討を進めております。そもそもこの本会議というものは、臨時会・定例会の区別なく公開することが地方自治法第115条の会議公開の原則の中で定められております。先ほど答弁の中にあつた、平成20年5月19日で臨時会を除くという表現がありましたが、その臨時会を除くということがそもそも、この地方自治法の原則から逸脱していると言わざるを得ません。定例会というのは、定期的に開かれる議会であることはいまでもありませんが、臨時会というのは、議会の議決を経なければ執行できない重要案件を審議する、より重要な会議といっても過言ではないのでしょうか。この臨時会を流さないとする取り決め自体がそもそも地方自治法の会議公開の原則に反していると考えますし、昨年流したというなら、今回もたいへん重要事項だと思いますのでぜひ流すべきだと思いますが、ご答弁頂きたいと思います。

**小泉勝町長** 議長。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 稲岡議員のご質問にお答えをいたします。

臨時議会の放送については、先般、議会から要望書が提出されているところであり、今後放送法に定める町放送審議会に諮り意見を伺いたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** ご答弁ありがとうございます。

一度しか放送していないことに関する町長の所感をまだお聞きできていないのですが、放送番組審議会というのは、放送番組の低俗化を防ぐ、あるいは適正な番組を放送するために番組基準や編集に関する基本計画等を策定するための法定の機関だと認識しているんですが、議会中継がそもそも番組基準上問題となる

ことはありえないことですし、この放送番組審議会というものは、委員の選任も事業者が恣意的に行えることから、厳しい指摘をする委員を排除することもできる点、また、儀式的な合評会に終始している点などもあり、問題が多い機関と言われていています。そこでの判断を待つ必要は私はないと思うのですが、町長、お考えをお願いします。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 稲岡議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど情報推進課長から答弁がありましたけれども、議会の放送の具体的な内容については、その議会において委員会を立ち上げ、検討を進め、その結果をもって放送事業者と協議をした結果、臨時議会を除く定例会に限り、生放送と録画放送を実施することに決定したものだと思っております。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** はい。もう再質問はできないので、以上で終わります。

**寺井強議長** 2番 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。最後の質問者になります。よろしくお願いいたします。

私は第2回定例会に際しまして、特に今次コロナ禍での質問を中心に、7点について、質問をいたします。

まず初めに、学校再開での対策についてであります。

今まさに、世界的な蔓延、いわゆるパンデミックのコロナ危機の中、安倍政権は新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言を全国で解除しました。そんな中、本町でもいよいよ小中学校が今月から再開されました。事実上3か月近い休校の間、必要最小限ではありますが、分散登校や給食などを県下でも早くから実施し、リズム感ある学校生活を送ってきました。これから本格再開となるわけですが、3点についてお伺いをいたします。

まず1点目は、志賀小学校の廊下にはみ出るという、教室の改善です。

国は教員の加配を言っていますので、はみ出るクラスは分けるのが基本ですが、もしもすぐにクラスを分けることができない場合は、新しい校舎であっても改修するなりプレハブの建設をするなりして、防音効果が有り、一体感のあるしっか

りとした教室を早く造る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

学校再開での2点目は、本町独自の学力テストを中止すべきだと思います。文科省は、全国一斉の学力テストを本年度中の実施は困難とみて中止しました。そこで本町独自の学力テストも合わせて中止をし、まずは子ども達の心身のケアと学びの保障をすることにエネルギーを注ぐべきと思いますが、いかがでしょうか。

学校再開での3点目は、今後、学校では感染症対策として、毎日の消毒、清掃、健康チェックなど今までにない業務がでてきますが、それらを教員の負担にするわけにはいきません。したがって、子ども達の心身のケア、学びの確保、そして感染防止を支える、学校内での校務補助、保健助手等の臨時職員の採用も必要ではないでしょうか。お伺いをいたします。

次に、本町出身学生への支援についてであります。今、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、経済的にも苦境に立たされている大学生の5人に一人が退学を検討をしているとの報道がありました。そこで、本町の宝でもある本町出身の大学生、院生、短大生、専門学校生で、アルバイト等の収入が減少して困窮しているであろう全学生に町として激励支援金を贈る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、町独自の持続化給付金制度の創設についてであります。今コロナ禍のもと、多くの事業者の皆さんからは「誰彼ではない、みんな大変です」との声。そんな中、国では売り上げが、前年同月比 50 パーセント以上減少している事業者の方に、事業の継続を下支えする、持続化給付金制度を作りました。

しかし、事業者の皆さんは「50 パーセントまでへの線引きはあまりにも高すぎます。もっと下げてほしい」との声です。

そこで、今定例会提案理由説明の中で、30 パーセント以上 50 パーセント未満減少した事業者に対して、中小企業には 20 万円、個人事業主には 10 万円の支給を考えているとありましたが、私は 30 パーセント以上ではなく、20 パーセント以上の収入減少の被害を受けた農林漁業者を含めた全事業者に、持続化給付金支給の対象拡大を求めるものであります。

なお、手続きも簡略にして、電子申請だけではなく、書面申請、書類の郵送

申請も受け付けて、事業者の利便性を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、町独自の国保傷病手当制度の拡充についてであります。新型コロナ対策として、国は3月、感染者となった国民健康保険加入の、給料をもらっているいわゆる労働者については傷病手当金の支給を認め、その財源は国が持つことになり、本定例会でもその条例改正議案が上程されています。今回の国の施策は一步前進ではありますが、対象外の多くの自営業者には手当はありません。

したがって、同じように日々社会経済活動をされている国保加入の自営業者の皆さんにも、感染者用国保傷病手当制度の拡充を求めるものであります。

5点目は、子どもの医療費、窓口無料化についてであります。

今次、コロナ禍の中、思わぬ収入減や休業を余儀なくされる場合があります。そういった場合での子育て支援策と言えば、やはり本町では子どもの医療費、病院窓口無料化だと思います。お金の心配なく、安心して子育てができる、中でも、子どもの医療費で手持ちがなくても医者にかかれる、そういう安心のためにこそ、子どもの医療費窓口無料化があります。

どうかそのところをご理解いただいて、多くの保護者が熱望している、本町での子どもの医療費窓口無料化に大きく踏み出すことを求めるものであります。

6点目は、大規模長期避難を強いられる原発の廃炉についてであります。

昨今、エボラ出血熱、エイズ、SARS、MERS、新型コロナウイルスなど、毎年のように新興感染症が発見されています。

今後、新型コロナウイルス等の感染症と原発事故が重なった場合、私たち住民の避難はさらなる危険が伴うことになります。

したがって、今後の社会の中では、避難を強いられるようなものは極力なくしてゆく。電力の供給では、一極集中型ではなく、再生エネルギーでの分散型発電にして、避難、感染のリスクを下げ、持続可能な電力供給システムの構築がいよいよ必要ではないでしょうか。そういった意味からも、志賀原発の廃炉を一刻も早く求めるべきと思いますがいかがでしょうか。

最後に、しかバス運行経路の改変についてであります。

今、新ダイヤによる、しかコミュニティバスが運行されています。

富来エリア内での運行経路で領家地内、アスク停留所を日に上下線 16 便が通っていますが、西海西浦線、下りの 2 便だけが運行経路は渤海からアスクへの運行となっています。これに対して、特に荷物のある買い物帰りは、バス停建屋側にバス乗降口が向いているほうが、雨雪にあらず、中で待ち、素早く安全に乗れますので、他の経路と同じ、アスクから渤海への運行経路に変更できないものかとの声があります。

支障がなければ、西海西浦線下り線も安全と利便性向上のため、アスクから渤海への運行経路に改変を求めるものであります。

以上 7 点について、質問をするものであります。

**小泉勝町長** 議長。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 中谷議員の本町出身学生への支援についてのご質問にお答えいたします。

このことについては、現在、国の補正予算で、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による収入の大幅な減少により、困難に直面している学生に対し、住民税非課税世帯の場合には 20 万円、それ以外の場合には 10 万円を支給する学生支援緊急給付金が創設され、既に本年 5 月 19 日から各大学等を通じて受付が開始されております。

また、日本学生支援機構などの貸与型奨学金の審査においては、新型コロナウイルスの影響を受け、家計が急変した場合には、審査要件を緩和することとされております。

そして、各大学等では、困窮する学生に対して、学びを断念することのないよう、入学金や授業料等の納付の猶予や授業料の減免措置などの支援を行っております。

さらに、本町では、国の特別定額給付金に合わせて、町の独自の施策として、町内の全世帯に対し、1 人 2 万円の特別定額給付金を支給していることから、議員ご質問の支援策については考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、教育長及び担当課長からそれぞれ答弁させていただきますので、宜しくお願いします。



**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

中谷議員の学校再開の対策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、志賀小学校の教室についてですが、現在、志賀小学校では、新型コロナウイルス感染症対策として、国のガイドライン等でも示されている身体的距離の確保を目的に、教室の扉を外し、廊下ではなくワークスペースも利用して授業を実施しております。

また、児童の集中力を高めるため、パーテーションを設置するなどしており、何よりも児童の安全・安心を最優先した対応となっております。

勿論、こうした対応は一時的なものであり、今後の感染状況等を踏まえ、段階的に通常の教室に戻していきますので、新たな教室を作ることは考えておりません。

次に、本町独自の学力調査についてですが、各学校では、この学力調査の結果をもとに、一人ひとりに応じた指導に役立てたり、授業力の向上に繋げたりしていることから、全国学力・学習状況調査は中止となりましたが、本町独自の学力調査については、引き続き実施していきたいと考えております。

最後に、臨時職員の採用についてですが、本町では、子ども達の心のケアのためにスクールカウンセラーやハートフル相談員を配置しております。

また、子どもの学びをサポートする支援員や教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフ等も配置しており、現在の体制で十分に対応できると判断しておりますので、新たな臨時職員を採用することは考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 山下企画財政課ふるさと創生室長。

**山下光雄企画財政課ふるさと創生室長** はい、議長。

中谷議員のコミュニティバス運行経路の変更についてのご質問にお答えいたします。

コミュニティバスにつきましては、平成29年度から志賀町地域公共交通活性化協議会において、運行経路やダイヤの見直しなどの協議を重ね、令和元年9月に全面的な改編を行い、現在は、デマンド交通を含め、13路線で運行を行っております。

ご質問のありました西海・西浦線につきましては、従来は、上り線・下り線ともにアスクバス停留の建屋前の車線に停車していました。

しかし、昨年9月の運行経路の改編により、下り線においては、停留所建屋前の反対側の車線に停車することになったため、乗降の際、道路を横断しなければならず、天候の悪い日には、利用者の皆様にご不便をお掛けしているところであります。

本路線の運行経路につきましては、昨年の改編以降、町民の方からこのようなご指摘は受けておりませんが、全面的な改編から9か月余りが経過しており、今後、1年経過を目途に、各路線の利用状況や問題点等、地域公共交通活性化協議会において検証していく予定であります。

町としては、本路線についても、この検証を踏まえ、新年度に向けて石川運輸支局への諸手続きなどを進めていきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 西住民課長。

**西清孝住民課長** はい、議長。

中谷議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、町独自の国保傷病手当制度の拡充についてであります。

国民健康保険の傷病手当金につきましては、国からの要請に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われ、労務に服することができなくなった被用者、いわゆる雇用されている方に対し、傷病手当金を支給する規定を新たに追加するため、今定例会に議案を提出させていただいたところであります。

議員ご指摘のとおり、国は、市町村国保に加入している被用者に傷病手当金を支給した場合、支給額の全額を特別調整交付金で財政支援する方針を示しましたが、自営業者等は、この財政支援の対象外としております。

被用者に限る理由として、国民健康保険には、様々な就業・生活形態の方が加入しており、自営業者等は被用者とは異なり、療養の際の収入減少の状況も多様であり、所得補償として妥当な支給額の算定が難しいことを挙げております。

議員ご質問の自営業者をはじめ、対象外の加入者に対しては、所得補償とは異なるものの、感染症の影響による収入減少等があった場合に、市町村が国民健康保険税の減免を行ったときには、国が特例的な財政支援措置を講じるとの方針を示しておりますので、国保の加入者でそういった事例が発生したときには、

国から示された減免基準に基づき、速やかに対応したいと考えております。

そのほかにも、自営業者につきましては、国・県・町で重層的に融資制度や給付金などの支援措置を講じております。

また、議員がおっしゃるような自営業者をはじめ、国の対象から外れる加入者に対して、町独自の傷病手当金制度を創設し、国保で負担した場合、国保財政を圧迫する可能性があり、その費用を加入者が負担することで、最終的に国保税の増税につながる恐れがありますので、本町において、自営業者等に傷病手当を支給することは考えておりません。

次に、子どもの医療費窓口無料化についてであります。

このことについては、先程、稲岡議員のご質問にお答えしたとおり、町としましては、今後も子育て世帯の経済的負担を軽減するため、申請が必要な償還払いではありますが、全額助成を継続できるように、この制度内容を維持していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 宮下環境安全対策課長。

**宮下隆環境安全対策課長** はい、議長。

中谷議員の志賀原子力発電所の廃炉についてのご質問にお答えします。

志賀原子力発電所につきましては、原子力規制委員会において、法律に基づく新規規制基準への適合性に関する審査が継続して行われております。

去る3月13日に開催された審査会合では、北陸電力から、これまで確定していなかった海岸部における活動性を判断するための評価対象断層として、3本の断層が選定され、今後は、既に評価対象に選定されている陸域の6本と合わせ、合計9本の断層について、本格的に活動性評価が進められていくとの報告を受けております。

町としては今後とも、その状況を注視していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 荒川商工観光課長。

**荒川仁商工観光課長** はい、議長。

中谷議員の町独自の持続化給付金制度の創設についてのご質問にお答えをいたします。

この質問に関しては、今定例会の補正予算に計上させていただいている件であります。改めて事業の内容を申し上げますと、町独自の支援策として、国の持続化給付金の対象外となった事業者に対し、中小企業に 20 万円、個人事業主には 10 万円を支援金として交付するものです。

対象者は、公共法人や宗教・政治団体等を除いた幅広い事業者とし、交付条件は、町内の事業者の状況や他自治体の状況を踏まえて、1 か月の収入金額が、前年同月比で 30 パーセント以上 50 パーセント未満減少していること等としております。

また、申請方法につきまして、郵送、持参、電子メールで受け付けを行う予定としており、手続きのサポートも柔軟に対応してまいります。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい。

3 点について再質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、町独自の持続化給付金制度の創設についてでありますけれども、私は 20 パーセントの根拠として、納税の猶予特別制度の要件が、収入減のおおむね 20 パーセント以上となっております。やはり、20 パーセント減収はすでに大変になっているということだと思います。

よってぜひ、20 パーセント以上に引き下げていただいて、下支えをしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。これは確か増額されました地方創生臨時特別交付金が使えますと思いますが、いかがでしょうか。

2 点目は、国民健康保険傷病手当制度の拡充ですけれども、この制度の基本、基本的な欠陥は、国保加入者の中に、分断線引きをせずに公平に下支えをすることが大事だと思います。足りないところは自治体がカバーをすべきだと思います。

なお、これも国会答弁でありましたけれども、財源は地方創生臨時特別交付金が使えますとしています。ぜひ、実施をしていただいて、安心を下支えしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

3 点目は、子どもの医療費、病院窓口無料化についてであります。私は全国的にほとんど実施されているからというよりも、こういうコロナ禍のようなこと

もありますから、多くの保護者の皆さんが願っているものであり、引き続き、求めるものであります。

以上、3点について再質問をさせていただきます。

**寺井強議長** 荒川商工観光課長。

**荒川仁商工観光課長** はい、議長。

中谷議員の持続化給付金の再質問にお答えをいたします。

町独自の中小企業等緊急支援金につきましては、国の持続化給付金の対象外となった事業者で、より深刻な影響を受ける事業者に対し迅速に支援金を交付するため、他の自治体の事例も参考にしながら1か月の収入金額が、前年度同月比で30パーセント以上から50パーセント未満減少した事業者を対象としたものでございます。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

**西清孝住民課長** はい、議長。

**寺井強議長** 西住民課長。

**西清孝住民課長** 中谷議員の再質問にお答えをいたします。

国保の町独自の傷病手当制度の拡充についてであります。先ほども答弁しましたように、町独自でやりました場合、中谷議員は自営業者以外のすべての加入者と言われております。そうした場合、どうしても国の支援というものがありませんので、結局的には国保税増税につながる恐れがありますので、今のところ考えてはおりません。

そして、子どもの医療費窓口についてでございますが、いつも言っておりますように、限られた財源の中で、優先すべき子育て支援、施策をしたいと。

例えば昨年10月の幼児教育保育の無償化に伴いまして、保護者の負担となる、おかずとおやつ代の副食費についても無償化しましたけれども、町としましては、こうした有効な施策を優先して実施していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

**寺井強議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい。

1点だけ、国民健康保険の傷病手当制度の拡充ですけれども、これは国会でもでているのは、今回のコロナの感染者に対してのみです。言ってみれば期間限定

とでも言いましょうか、それに限定されているわけですね。ですから、本町でもコロナウイルスに感染された方に限った制度の拡充ということです。この財源は国会答弁でもされています、地方創生臨時特別交付金が使えるということなので、ぜひですね、検討をしていただきたいと思います。

以上、答弁での前進面は評価しながら、引き続きですね、前進されないところは引き続き求めまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

**寺井強議長** 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

---

日程第2 町長提出 報告第3号ないし第13号及び議案第39号ないし第46号並びに請願第2号（委員会付託）

**寺井強議長** 次に、町長提出 報告第3号ないし第13号及び議案第39号ないし第46号並びに請願第2号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

---

（ 休 会 ）

**寺井強議長** 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明10日から15日までの6日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、明10日から15日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、6月16日、午後2時から会議を開きます。本日は、これにて散会します。

（午後0時53分 散会）